

## 署名検証者の範囲(公的個人認証法第17条)

- ① 行政機関等〔国、地方公共団体、独立行政法人、認可法人等〕
- ② 裁判所
- ③ 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者  
〔自動車ワンストップサービスの登録情報処理機関〕
- ④ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者
- ⑤ 電子署名及び認証業務に関する法律第2条第3項に規定する特定認証業務を行う者であって政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者
- ⑥ 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの〔学校法人等〕
- ⑦ 法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う者が所属する団体で政令で定めるもの〔士業団体〕
- ⑧ 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関で政令で定めるもの〔法務省(公証人に失効情報等を提供)〕

団体署名検証者